

## 西宮市マンション管理適正化推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、マンションの管理の適正化の推進をはかるために、市の関係部署が連携した西宮市マンション管理適正化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 西宮市マンション管理適正化推進計画(以下「計画」という。)の策定に関する必要な事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会の次の各号に掲げる職にあるものをもって構成し、都市総括室長を委員長、すまいづくり推進課長を副委員長とする。

- (1) 建築指導課長
- (2) 都市計画課長
- (3) 防災危機管理課
- (4) 環境衛生課長
- (5) 地域コミュニティ推進課長

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。副委員長は会長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は委員長(その者の職務を代行する者を含む。以下同じ)が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

### (幹事会等)

第5条 委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会はマンション管理適正化推進計画の策定に係る業務のうち、計画の検討および調整を掌握する。

3 幹事会は次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 建築指導課
- (2) 都市計画課
- (3) 防災危機管理課
- (4) 環境衛生課
- (5) 地域コミュニティ推進課

4 幹事会に会長を置き、会長はすまいづくり推進課長をもって充てる。

- 5 会長は、計画策定に必要な検討又は作業等を行うにあたり、幹事会会員の中からその職務に従事する者を指名し、作業部会を設けることができる。
- 6 第3条第2項および第4条の規定は、幹事会および作業部会(以下、「幹事会等」という。)について準用する。

(事務局)

第6条 委員会および幹事会等の事務局はすまいづくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(付 則)

この要綱は令和4年7月1日から施行する。

(付 則)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。